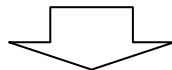


児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

母子家庭



児童扶養手当＝母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的



父子家庭



- 育児と生計の担い手という二重の役割を1人で担う点は母子家庭と同じ
- 現在の厳しい経済状況から、父子家庭においても、低賃金や不安定な雇用条件等を強いられている



改正法案

当分の間

父子家庭の父等に対して児童扶養手当に相当する特例給付を行う

- ① 児童を監護し、かつ、生計を同じくする父等※に対して支給
- ② ①のほか、支給要件・支給額・支給制限・費用の負担等は児童扶養手当と同様
- ③ 母又はこれに代わる養育者が児童扶養手当の受給資格者でない場合に支給

※父母が離婚、母が死亡、母が重い障害の状態、母の生死が不明等の児童の父又はこれに代わる養育者

児童扶養手当制度全般について、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭生活の状況等を踏まえて、速やかに検討し、必要な措置を講じる